# 第1回 高知県安全安心まちづくり検討会議事録 (要約)

- 1 日時 平成23年9月(火) 14:00~16:00
- 2 場所 高知県警察本部 8階801会議室
- 3 出席委員
- 4 内容
  - (1) 開会
  - (2) 課長あいさつ
  - (3) 委員と事務局員の紹介
  - (4) 協議
    - ①議題1 会長及び副会長の選出

(司会)

会を進めるにあたり、会長と副会長を選任する必要があります。

高知県安全安心まちづくり検討会設置要綱第5条第1項では、「会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する」と定めており、初めに皆様の中から会長を選出したいと思うが、立候補または推薦される方はいないか。なければ、事務局案を提案することでよろしいか。

=異議なし=

#### (事務局)

当会で検討する第2次計画は、子どもや高齢者などのいわゆる弱者の方の安全確保に関するもので、中山間地域に勤務され、かつ子どもの問題にも見識の高い、高知県小中学校長会の小栗委員にお願いすることを提案します。

- =異議なし=
- =小栗会長に決定=

# (小栗会長)

副会長の選出は、会長が指名するとなっているが、就任したばかりなので、立候補もしくは推薦される方はいませんか。委員から「事務局案」との意見が出たので、 事務局から提案をお願いする。

#### (司会)

当会での議論の性格上、女性の視点も重要である。また、計画の策定には、観光旅行者の安全確保を図ることも取組としてある。そこで、香南市観光協会の責任者で各方面で活躍されている足達委員に副会長として、当会をサポートしていただきたく提案します。

=異議なし=

# ②議題 2 「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例等の施行に至るいきさつ」等 について

#### (事務局)

資料 4 で「安全安心まちづくり関連の取り組み等の作成の経緯」について説明します。

現在、犯罪のない安全安心まちづくり関連の条例は、高知県を含め、40の都道府 県で制定されている。

その経緯は、昭和 55 年まで犯罪件数が約 140 万件前後で推移していたところ、平成 10 年に 200 万件を突破し、平成 14 年に最悪の 285 万 4,000 件となった。

これを受け、当時の内閣は、国の治安の回復をめざして「犯罪対策閣僚会議」を 開催し、後に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」も策定した。

この行動計画は、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」、「水際対策を初めとした各種犯罪対策」という3つの視点から、「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」、「社会全体で取り組む少年犯罪の抑止」、「国境を越える脅威への対応」、「組織犯罪などからの経済・社会の防護」、「治安回復の基盤整備」の5つの重点課題を設定している。

また、重点課題の目標達成のために具体的な取組も決め、その中の一つ「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」では、「地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現」や、「犯罪防止に有効な製品、制度などの普及促進」などの取組があり、自主防犯活動に取り組む地域住民やボランティア団体への支援、自主防犯活動のノウハウの全国的共有、犯罪対策に関する条例制定への支援なども盛り込まれた。

このような世情の中、大阪府では、犯罪対策閣僚会議の開催に先駆けて、安全安心まちづくりに関する条例を制定し、その後に各県が次々と制定、高知県も平成19年3月23日に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」を制定し、4月1日施行しました。

条例施行後、県では、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的、かつ計画的に進めるための行動計画として、平成19年12月に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」を策定し、翌平成20年1月25日には、県域の推進体制となる「高知県安全安心まちづくり推進会議」も設立しています。

続いて、資料5で推進体制について説明します。

高知県安全安心まちづくり推進会議は、高知県知事が務める会長と、4 名の副会長がおり、33 の事業所・団体からなる構成員で始まり、その構成員も現在では 82 事業所・団体まで拡充しています。

また、この推進会議のほか、県では、知事部局や教育委員会、県警の中で安全安

心まちづくりに携わる部署から構成される庁内推進会議も設立しています。構成員は、知事部局の南海地震対策課、地域福祉政策課、高齢者福祉課、障害保健福祉課、児童家庭課、私学・大学支援課、地域づくり支援課、観光政策課、道路課、都市計画課、公園下水道課、住宅課、建築指導課、県民生活・男女共同参画課、教育委員会の幼保支援課、生涯学習課、人権教育課、スポーツ健康教育課、県警の少年課、生活安全企画課からなり、推進計画に基づく取組を行っている。

なお、庁内推進会議は、年間おおむね2回ほど開催し、取組結果の中間・年度末 の報告、意見交換などを行っています。

資料6は、高知県安全安心まちづくり推進会議と、地域における推進体制との連携を示したイメージ図で、左側が推進会議の構成員、右矢印の先が地域で活動する支部や団体の下部組織となり、下側の県や市町村とのつながりなどが分かるかと思います。

# ③議題3 「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画に基づく平成22年度の取組結果」について

#### (事務局)

資料7で、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画に基づく平成22年度の取組結果」について説明します。

県では、計画の中に「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」、「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」、「高齢者、障害者、女性、子どもの安全を確保する」、「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」という4つの重点目標を置き、それぞれに基本的方策を定め、基本的方策に沿った具体的な取組を行っています。

資料7の1ページ目は、重点目標1の取組であり、「県民一人一人の防犯意識を高める」、「県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」という2つの基本的方策に基づく取組結果を記載しています。

1 つ目の方策では、安全安心まちづくりニュースや地域安全ニュースなどの広報紙、ホームページやテレビ、ラジオなどを利用した広報啓発、警察のミニ広報紙や交番速報、「あんしんFメール」という携帯電話のメールサービスを使った情報提供などを行い、県民の防犯意識の向上に努めました。

2 つ目の方策では、広報啓発のほか、市町村の安全安心まちづくり担当者などとの担当者会の開催、地域活動団体の活動内容の公表、タウンポリスの設立支援、スクールガード・リーダー連絡協議会やスクールガードの養成講習会の開催、青色回

転灯装備車両運行団体の拡充などを行い、地域活動団体等の自主的な活動の促進に 努めてきました。

2ページ目、重点目標2では、「県民運動として取り組むための仕組みをつくる」、 「日常の生活の場におけるネットワークをつくる」という2つの基本的方策に基づ く取組を行いました。

1 つ目の方策では、安全安心まちづくりのシンボルマーク入りポスターの配布や活動用ベストの提供を通した啓発、高知県安全安心まちづくり推進会議の総会を開催するなど、県民に向けて安全安心まちづくりに関する意識の向上、推進会議構成員との意見交換などに努めました。

2 つ目の方策では、自主防災組織に対する南海地震等の情報提供、安全安心まちづくりに関わる事業者等との協定締結や実施団体への支援、防犯活動団体との合同パトロール、中山間地域の安全安心対策の仕組みづくりに関する事業への支援などを行い、防犯活動団体と自主防災組織の連携強化、各地域でのネットワークづくりなどに努めています。

3ページ目、重点目標3では、「学校等における児童等の安全を確保する」、「通学路等における児童等の安全を確保する」、「子どもの安全を確保する」、「高齢者、障害者、女性の安全を確保する」、「観光旅行者等の安全を確保する」という5つの基本的方策に基づく取組を行っています。

1 つ目の方策では、学校関係者に対して、条例に基づく「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知、危機管理マニュアル策定の要請、幼稚園や保育所等での安全管理・教育の実施に関するヒアリング、幼稚園などで実施する不審者対応訓練への支援など学校等の安全確保の体制づくりを行ったほか、スクールガード・リーダーによる巡回指導、青色回転灯装備車両によるパトロールなど様々な活動への働きかけなど、学校等での見守り活動について助言や指導を行いました。

また、園内研修を通した安全管理や教育の働きかけ、防犯教室の開催、学校安全 教室推進講習会で地域安全マップの作成と活用について説明するなど、児童等に対 する安全教育の充実に努め、そのほか、防犯施設・設備の整備等に要する経費の補 助、学校等の設置管理者へ整備と点検の働きかけなど、学校での環境整備の促進に 努めてきました。

2 つ目の方策では、学校関係者や市町村に対する「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知、通学路安全の日の見守り活動やスクールサポーターによる見守り活動、これまでの安全シェルターの見直しと新たな拡充への取組などを行い、通学路等における見守り活動の推進に努めています。

そのほか、道路照明灯の設置や公園の指定管理者への施設の施錠確認について指

導するなど、学校の外側となる通学路周辺における取組も努めています。

3 つ目の方策では、広報紙やホームページ、ラジオなどを活用した広報啓発、人権啓発センターと協働による児童虐待防止啓発、要保護児童対策地域協議会への参加、保育士や幼稚園教職員対象の研修会や子育で・親育ち支援事業に基づく研修会の開催、放課後子どもプラン推進事業など、学校や通学路以外における子どもの安全確保に関する取組に努めました。

4 つ目の方策では、高齢者宅への訪問活動や高齢者対象の犯罪被害防止教室の開催、消費生活地域リーダー養成講座の開催、高齢者虐待に関する研修会の開催など、高齢者の安全確保に向けた取組に務め、市町村への地域自立支援協議会設置の指導、視覚障害者に配慮したホームページや消費生活関連の情報資料の作成など、障害者の安全確保に向けた取組を務めています。

そのほか、ひったくりや強制わいせつの防犯対策に関する情報提供、女性高齢者対象のひったくり被害防止教室を開催するなど、女性の犯罪被害回避に関する取組も努めています。

5 つ目の方策では、広報紙などによる不審者情報の発信、旅館組合役員会を通して観光関連事業者へ防犯教育の呼びかけなど行い、観光旅行者の安全確保に関する 取組に努めています。

5ページ目、重点目標 4 では、「犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する」、「犯罪の防止に配慮した住宅を普及する」、「犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する」という 3 つの基本的方策に基づく取組を行った。

1 つ目の方策では、道路や公園、駐車場、駐輪場の管理者または事業者などに対し、「道路等の構造や設備に関する指針」の周知、道路照明灯の設置やロードボランティア活動の推進、照明灯の修繕、草刈りや除草による道路や公園の見通し改善などの取組に努めました。

2つ目の方策では、「住宅の構造や設備に関する指針」について、県のホームページによる紹介、指針に基づくリーフレットの配布により県民等への周知を図ったほか、防犯設備機器の展示などによる住宅の安全情報の提供、指針に沿った県営住宅の改善工事などに努めています。

3 つ目の方策では、金融機関における強盗模擬訓練の実施、深夜スーパー等防犯対策協議会において安全安心まちづくり関連情報を提供し、支部や支店への周知を依頼するなどの取組を行いました。

続いて、資料8により、取組目標となる「指標」と「状況確認指標」の結果について説明します。

指標は、いずれも平成22年度末の数値であるが、「あんしんFメールの登録者数」が8,666名で72.2%、「防犯活動団体の公表件数」が45件で45%、「青色回転灯装備車両運行団体数」が70団体で100%という結果でした。

また、学校等における児童などの安全に関しては、「危機管理マニュアルの策定」と「学校の安全点検の実施」が 80%を超えたものの、「教職員に対する防犯訓練や研修などの実施率」、「安全マップの作成率」が 50%台と低調でした。

通学路等における児童等の安全に関しては、「地域ボランティアによる校内巡回」 と「通学路の安全点検」が 70%を超えています。

次に「状況確認指標」では、「設立または支援した防犯活動団体数」や「事業者、 地域活動団体と締結した協定や覚え書数」、「道路照明灯の設置基数」など多くの取 組を行い、各々数値の伸び具合に大小あるものの、着実に増加しています。

#### (委員)

県では、色々な方策を定め、防犯に努めていることはよく分かった。しかし、受ける側の県民へ本当に周知されているか、また結果に対してどれくらい効果が上がっているのか、その辺りのことをお聞きしたい。

#### (事務局)

県民への広報警察については、広報紙の場合、部数が少なくて県民全員まで行き渡らないという課題がある。警察の広報紙では、警察官が各戸巡回して配布しているが、それでも周知という点ではまだまだ不十分です。ホームパージになると、インターネットを利用されてない方は見ないでしょうから、啓発できてないと考える。よって、ラジオやテレビなど色々なメディアを活用した啓発をしなければいけないと考えている。

また、広報を例にとりましたが、全体の働きかけや取組については、それぞれ取組に対する指標や状況確認指標を設定しており、これらの取組について検証することも今後の課題になると思う。

#### (委員)

行った施策が浸透したかどうか、浸透した結果、どのような効果があったかとい う仕組みを全体の中に織り込んでもらいたい。

## (委員)

「犯罪の防止に配慮した住宅を普及する」という取組で、建築確認時等に指針の

リーフレットを配布しているということであるが、建築確認申請時では、建物の計画がすべて決まっている。犯罪の防止に配慮した住宅を普及するという意図であれば、前の時点で行わないと遅い。施主以外の業界の人たちにも、リーフレットで周知すれば、もっと効果が上がるのではないのかと思うが。

#### (事務局)

今後は、事前に広報が行き渡るよう事務局としても考えたい。

# (事務局)

先ほどの取組の検証について、県では、計画の進捗状況などをPDCAサイクルでしっかり回していくことを周知徹底していて、今回の計画でもこのPDCAサイクルをしっかり回していくことを追加しておきます。

# ④議題4 「第2次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画の改定」について (事務局)

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画の改定について説明する。

資料9は、イメージ図であり、左側が「高知県の現状と課題」、中央が「課題に沿った取組の案」、右側が「指すべき高知県」となる。

「現状と課題」は、1から5項目にまとめてあり、1つ目は、県民の防犯意識や防犯活動団体などの自主的な活動について取り上げている。

平成22年度に行った県民世論調査によると、「犯罪や交通事故の少ない安全な社会づくり」という施策は、22項目中8位であるが、複数選択であるうえ、回答比率が17.3パーセントという結果から決して関心度が高いとは言えない。

反面、自主ボランティア団体の結成状況では、平成18年当時に161団体でしたが、 平成23年2月で284団体、1万3,282人に増加している。

高知県は、人口減少と少子高齢化が進行しており、これらボランティア団体の高齢化や後継者不足が課題であり、中山間地域だと深刻な問題である。

そのため、地域活動団体の活性化や後継者不足解消のため、高校生や大学生などの若い世代や現役世代の方々が地域活動へ参加するような取組が必要である。

2 つ目の「市町村との連携や地域でのネットワークづくり」について、安全安心まちづくりの取組では、事業者や地域活動団体との協力体制が必要不可欠であると考える。

特に、市町村との連携は、大事で、例えば子どもに関しては、放課後児童クラブなどが各市町村に設置されているし、高齢者に関しては、地域包括支援センターな

どもあり、このよう機関と連携していかなければいけない。

しかし、市町村によっては、取組内容にばらつきがあるし、その取組も地域活動 団体に依存している状態が見受けられる。

そのため、市町村が主体となる仕組みづくり、また各地区の団体と協定を結んで活動されてない空白地域をなくし、全地域で活発に活動できるような体制づくりが 重要であると考える。

3つ目の「犯罪や交通事故の発生は減少」については、子どもや高齢者、障害者、 女性などの安全確保に関して取り上げた。

犯罪情勢では、刑法犯の発生件数が年々減少しており、平成21年に1万件を下回り、翌22年にはさらに減少した。一方で、街頭犯罪は、常に刑法犯の40%台を推移しているほか、子どもに対する声かけ事案も件数自体は減少しているが、対象者のほとんどが小学生という現状である。つまり、刑法犯全体で見ると、大きく減少しているが、体感治安といった県民の不安感を完全に払拭するまで至っていない。

また、交通事故の発生件数も徐々に減少しているが、事故死者数は増減を繰り返している状態で、特に高齢者の事故死者数は、平成21年を除くと、全事故死者数に占める割合が常に50%を超えている。一方、子どもの交通事故は、発生が少ないものの、平成21年、22年と毎年死者が出ていることから、交通事故防止に関する取組の強化も必要である。

そのほか、高知県は、少年の非行率が平成21年と22年で全国ワースト1位であり、少年の非行防止対策が問題となっているが、犯罪のない安全安心まちづくりの取組に「子どもたちを健やかに育てる取組」もあることから、非行防止対策という視点でなく、規範意識の醸成や犯罪に巻き込まれない環境づくり、保護者や子どもへの支援という視点から取り組むことが必要だと考えます。

4つ目の「公共の場所における犯罪の発生は約4割」とは、刑法犯の40.5%が駐車場や駐輪場、道路、公園で発生しているという意味である。

また、一戸建て住宅や中高層住宅などは、発生する犯罪の75%が窃盗犯である。

そのため、駐車場や駐輪場、道路、公園などでは、照明灯の設置や見通しの良い 公園を整備することで犯罪の発生を抑えられるし、住宅での被害防止には、防犯性 の高い設備や部品などの普及、外出時の確実な戸締まりを啓発していくことが必要 と考える。

5つ目では、南海地震等大規模災害への対応について取り上げた。

高知県では、近い将来に南海地震が発生すると言われ、そのような中、3月11日に東日本大震災が発生している。そして、被災した岩手県や宮城県、福島県の3県では、3月から6月までの犯罪の発生状況が平成22年と比較すると、刑法犯全体は

減少しているが、侵入窃盗犯が増加している。

これは、避難した後の無人家屋や店舗へ侵入して金品を盗む行為が多発したためで、このほかにも、放置した車から金品が盗まれたり、ガソリンが抜き取られる犯罪も増加していると聞いている。また、震災に便乗した詐欺事件なども多発しているし、避難所や仮設住宅における被災者同士のトラブルや長期的な避難生活のストレスからくるDV事案も少なからず発生している。

将来、南海地震が起きるとされる高知県も他人事でなく、大規模災害が発生すれば、行政も警察も色々な業務に追われ、県民の安全安心に関する取組に手が行き届かず、その中では様々な犯罪やトラブルの発生も予想される。そこで、2次計画では、南海地震などの大規模な災害が発生しても、安全確保の体制づくりができる取組も進めていかなければならないと考えたものである。

続けて、資料9の中央部分について説明する。

まず初めに、策定する 2 次計画は、基本的に重点目標 1 から 4 まで現行の計画を 踏襲している。その中で、新しい取組や南海地震への対応などを追加することを考 えている。

重点目標1の「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」では、基本的方策(2)の「県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」の具体的な取組へ、「多様な世代の地域活動への参加促進」という取組を追加することを考えている。学生などの若い世代や現役世代の方も含めて、多様な世代の方による地域活動への参加を促進するということである。

現在、県警では、資料のとおり、大学生ボランティア1団体、高校生ボランティア1団体を結成させているが、このような大学生や高校生などのボランティアをどんどん増やしていく取組を推進し、支援したいと考えている。

次に、重点目標3にある具体的な取り組みの一つ「子どもたちを健やかに育てる 取り組み」では、個々の取組で変更や追加案が出ている。

「虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用」という取組は、現行の計画だと、ネットワークづくりに取り組むこととしていたが、市町村の要保護児童連絡協議会や児童相談所などとのネットワークを活用して、虐待やいじめから子どもを守るという取組への変更案が出ている。

また、「親の子育て力を高めるための支援」という取組では、県警の少年課による「親子のきずな教室」、児童家庭課による「親育ち支援保育者育成研修会」などの取組があり、相談だけでなく教室や講話、研修会などを活用して支援するという取組への変更案が出ている。

それから、先月には、教育委員会と県警が「高知県学校・警察連絡制度」の協定 を締結し、市町村立学校と各警察署も順次締結していく様子であるが、この制度の 適切な運用により警察と学校、保護者が連携して子どもを支援する取組の追加案も 出ている。

そして、「南海地震等の大規模な災害に対応できる安全確保の仕組みをつくる」という表題で重点目標を一つ追加し、基本的方策も「地震等の災害の発生に備えた仕組みをつくる」と「地震等災害の発生後における地域住民の安全を確保する」を提案している。

こうした取組の結果によって、目指す先の高知県として右側へ5つの項目を掲げました。また、一番上の「県民と本県を訪れる人すべてが安全で安心して暮らし、滞在できる高知県」というのは、条例に盛り込まれている基本目標であり、これが最終的な目標である。

資料11は、現行の計画と2次計画の体系図の比較表である。

資料 12 は、現行の計画を改定するに当たり、庁内の各担当課から提案のあった取組を新旧対照でまとめたもので、左側が現行の計画、右側が第2次計画の案である。

1ページ目、重点目標 1 の基本的方策 (1) の具体的な取組では、2 番の「広報紙等による情報の提供」で、交番や駐在所で発行するミニ広報紙や交番・駐在所速報の一層の充実、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等の活用などを盛り込んだ取組内容の変更案が県警の地域課から出ている。

2ページ目の中で変更はありません。

3ページ目は、19番に先ほど話した「多様な世代の地域活動への参加促進」の取組を追加した。

4ページ目は、21番の「全県的な推進体制づくり」で、「推進会議を通して意見交換、情報共有を行う」などとした変更案を記載し、24番の「防犯活動団体と自主防災組織との連携に対する支援」で、大規模災害の対応を新しく重点目標に追加する予定のため削除することを記載した。また、25番は、地域福祉政策課から安全安心まちづくりに関する協定と、地域の見守りなどの追加案を記載した。

5ページ目、26番は、地域づくり支援課が「過疎地域における安全安心の確保に向けた仕組みづくり」を行っていることから、「地域の支え合いのネットワークづくり」の取組を分割して追加した。

6ページ目、「安全管理のためのマニュアルの策定等の促進」の取組は、生涯学習

課から「放課後子どもプラン推進事業の関係施設」という表記への変更、幼保支援 課から「休日」という語句の削除変更があったことから、31番のとおり両案を一つ に取りまとめた。また、32番の「学習塾に対する児童等の安全の確保の啓発」は、 ガイドライン策定後に国からの通達等がなく、報告すべき取組もないために削除す る案が出ているものである。

7ページでは、変更や追加の案はありません。

8ページ目、45番の「虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用」は、現行のネットワークづくりから、ネットワークを活用した取組への変更案が少年課から出ているものである。

また、8 ページから 9 ページにまたがる「保護者に対する相談等の支援」では、 親の子育て力を高めるための支援といった内容で幼保支援課と少年課から変更案が 出ており、51 番のとおりまとめた。

9ページ目、53番の「高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による警察と学校、 保護者が連携した子どもへの支援」という取組は、人権教育課と小中学校課、高等 学校課、特別支援教育課から出ている追加案である。

10ページでは、変更や追加の案はありません。

11ページ目、71番の「県営住宅の整備」では、住宅課から、市町村営住宅についても県営住宅と同じように整備を進めるための情報提供や指導を行うという取組内容の変更案が出ているものである。

12ページ目は、当課が提案している「南海地震等大規模な災害の発生に対応できる安全確保の仕組みづくり」に関する取組を重点目標5とする追加案である。

最後に資料 13 は、高知県の 1 次計画と 2 次計画、それに青森県と新潟県、長崎県の推進計画を載せてあり、比較できる表なので参考にしてもらいたい。

#### (委員)

南海地震の関係では、平時と非常時に対応することを新たに追加しているが、県では、南海地震対策をかなり検討されている中で、このまちづくり推進会議と連携したうえで、このような部分が必要だという発想であれば分かる。しかし、全く異質のものを持ってきて、新しく追加するのは、果たしてこの推進会議の延長線上でできるのか、また具体的に災害対策を検討している部署がどのように考えているか、少し違和感がある。

#### (事務局)

南海地震関連の取組は、当課が提案しているもので、これから南海地震対策課の 意見を聞きながら詰めていかないといけない。また、南海地震対策の全部を引き受 けるものでなく、あくまでも犯罪のない安全安心という切り口から、担当部署と議 論していきたいと考えている。

#### (委員)

私は、20年に防災組織を組織して21年から活動しているが、町内の防災も防犯抜きではできないことから、防犯と防災をメインにした地域のコミュニティを作っている。その活動は、近くの警察署と高知市の危機管理室、消防などとタイアップし、防災訓練や学習会などを防犯と防災のセットで行っているが、ボランティア団体の援助がすごく欲しいし、連携ということでなく防犯と防災を一緒に取り組めるような方法があればと思う。

# (会長)

ご意見として伺います。

#### (委員)

資料 12 は、1 次計画の反省に立って変更すべきところを 2 次計画で変更するわけなので、そういう意味で自分は良いことだと思う。しかし、1 次計画がどこまで達成できたか、またできてない部分がどの辺りにあるのか、そして結果にどのように及ぼしているのか徹底的に反省してもらいたい。例えば、犯罪の総件数をグラフにしているが、さらに問題点が見えるところまで分析すれば、答えや対策が出てくるはず。

#### (委員)

「安全マップ作成の促進」という取組は、子どもたちだけでなく、地域に住むお年寄りや住民たち、地域の防災組織の方たちのみんなが加わると、とても意義のある取組だと思う。学校の授業の中だけでは、もったいない取組であり、もっと大きくしてみんなが取り組めるようにすると、とても有意義な安全マップを作ることができると感じた。ぜひ、その辺りで一度検討していただきたい。

## (事務局)

学校の安全確保については、学校での取組ですが、実施する時は当然児童だけで

なく、ボランティア団体や地域の方々の協力なくしてできないので、協力し合って 行っている。しかし、それでもまだ十分と言えないし、全ての学校で行われてない 状況なので、さらに指導して取組を進めていきたいと考えている。

#### (委員)

学生や現役で活動している世代の地域活動への参加促進について、在学中の学生 は学校へ話が来ますが、卒業した後の20代前半の方がボランティアをやりたいと考 えた時に、あまり地域との交流ができてない人が多いと思う。その辺りで、若い人 たちに向けたアピールをしているか、お聞きします。

#### (事務局)

部分的な答えとなるが、例えば、ボランティアNPOセンターといったものがあって、そこでは、「ボランティアに参加しませんか」といった掲示板に色々な団体が加わっている。ただ、防犯面に力を入れたボランティアは少ない。今、いただいた在学中の生徒以外の卒業した若い方というのは、一つの視点だと思うので、参加促進の方法などを検討したい。

#### (委員)

「インターネット等をテーマにした研修会等の実施は9校」という説明があったが、ネット上のトラブルは、追い込まれると、リストカットやひきこもり、うつ病になって自殺などといった相談が多い。そうした中、計画を立てる際に現状を把握していただき、載せてもらうとすごく良い。ぜひ、抜本的に取り組んでもらいたい。

# (事務局)

ネット犯罪やトラブルに関しては、県警の生活環境課がサイバー対策を行っており、例えば、「今から飛び降り自殺する」などといったメールを見つければ、すぐに関係する警察署へ連絡して対処してもらうといった体制をとっている。

#### (委員)

ネット上の問題は、保護者の問題かもしれないが、学校側が大変なことだと言わないと保護者も分からないし、子どもにも伝わらない。本当に困ったことになれば、私も警察へすぐ連絡するようにしているが、状況はかなり良くないのでよろしくお願いしたい。

# ⑤議題 5 「第 2 次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画の改定作業のスケ ジュール」について

## (事務局)

資料 14 により、高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画の改定作業スケジュールについて説明する。

本日が第1回目の検討会であるが、2回目の開催を10月の中ごろぐらいに予定している。そして、12月の中旬ころに3回目の検討会を考えている。

また、検討会と並行して、庁内の各担当課による庁内推進会議を開催する予定であり、今週の9日には、第3回目の庁内推進会議を開催する。

それと 11 月下旬か、12 月上旬には、県民の意見をお聞きするためのパブリックコメントも行う。

最終的には、2月上旬に開催予定の高知県安全安心まちづくり推進会議総会の場で2次計画の発表を行いたいと考えている。

# (5) 閉会